

大和市社会福祉法人の設立認可及び指導監査等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第32号

大和市社会福祉法人の設立認可及び指導監査等に関する規則の一部を改正する規則

大和市社会福祉法人の設立認可及び指導監査等に関する規則（平成26年大和市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び第3条第2項中「第43条」を「第45条の36」に改める。

第4条第4項中「法施行規則第9条第2項に規定する現況報告書」を「第8条に規定する書類」に改める。

第8条の見出しを「（計算書類等の提出）」に改め、同条中「現況報告書に次に掲げる書類を添えて」を「次に掲げる書類を」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 法第45条の32第1項に規定する計算書類等
- (2) 法第45条の34第1項に規定する財産目録等
- (3) 附属明細書（法施行規則第10条の2第2号に掲げる部分に限る。）
- (4) 社会福祉充実実践額の算定の根拠を記載した書類

別表中第2号様式の項を削り、同表第3号様式の項中「第3号様式」を「第2号様式」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。